

放射線モニタリングの実施状況

令和2年4月時点

モニタリング調整会議（平成23年7月4日設置）

国民の健康や安全・安心に応える「きめ細かなモニタリング」の実施と一体的で解りやすい情報提供のため、放射線モニタリングを確実かつ計画的に実施することを目的として関係府省、自治体及び事業者が行っている放射線モニタリングの調整等を行う。

「総合モニタリング計画」を平成23年8月2日に決定（令和2年4月1日最終改定）。

議長：環境大臣、副議長：環境大臣政務官、
事務局長：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官及び環境省水・大気環境局長

関係府省等（構成員）：内閣府政策統括官（原子力防災担当）、内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐、警察庁警備局長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省大臣官房審議官（危機管理）、農林水産省農林水産技術会議事務局長、水産庁次長、国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官、気象庁次長、海上保安庁次長、防衛省統合幕僚監部総括官、福島県、東京電力ホールディングス株式会社、その他議長が必要と認めた者

総合モニタリング計画（平成31年2月1日改定）に沿った主要なモニタリング

※総合モニタリング計画に沿った各省等のモニタリング実施体制

福島県全域の環境一般のモニタリング（原子力規制委員会、原災本部、福島県、原子力事業者等）

- ・福島県及び福島近隣県に設置した可搬型モニタリングポスト等の測定結果をインターネットを通じて公開
- ・原子力発電所周辺の空間線量率、大気浮遊じん（ダスト）等の継続的測定
- ・空間線量率の分布、地表面への様々な放射性物質の沈着状況を確認
- ・原子力発電所80km圏内における航空機モニタリングを定期的実施
- ・避難指示区域等における詳細モニタリングの実施

水環境（環境省、福島県）

- ・福島県並びに近隣県の河川、湖沼・水源地、地下水、沿岸等における水質、底質、環境試料の放射性物質の濃度及び空間線量率の測定

海域モニタリング（原子力規制委員会、水産庁、国交省、海保庁、環境省、福島県、東京電力等）

- ・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の周辺の(1)近傍海域、(2)沿岸海域、(3)沖合海域、(4)外洋海域及び(5)東京湾について、海水、海底土及び海洋生物の放射性物質の濃度を測定

全国的な環境一般のモニタリング（原子力規制委員会、地方公共団体等）

- ・各都道府県におけるモニタリングポストによる空間線量率の測定結果をインターネットを通じて公開
- ・月間降下物（雨やほこり等）は月に1回、上水（蛇口）は年に1回の頻度で測定し、放射性物質の濃度を測定
- ・福島県隣県の比較的放射性物質の沈着量の高い地域について、航空機モニタリングを実施。

※上記の各種モニタリングの結果は、原子力規制委員会のウェブサイトに設置したポータルサイトを通じて一元的に情報発信。

学校、保育所等のモニタリング（原子力規制委員会、文科省、福島県、地方公共団体等）

- ・福島県内の学校等における空間線量率の測定結果をインターネットを通じて公開
- ・屋外プールの水の放射性物質の濃度の測定
- ・学校等の給食について、放射性物質を測定するための検査を実施

港湾、空港、公園、下水道等のモニタリング（国交省、福島県、地方公共団体等）

- ・下水汚泥中の放射性物質の濃度の測定
- ・港湾、空港、都市公園等の空間線量率の測定

野生動植物、廃棄物、除去土壌等のモニタリング（環境省、福島県、地方公共団体、事業者等）

- ・自然生態系への放射線影響の把握に資するために、野生動植物の採取・分析を実施
- ・放射性物質汚染対処特措法等に基づき、廃棄物処理施設等の放流水中の放射性物質濃度、敷地境界における空間線量率等の測定を実施

農地土壌、林野、牧草等のモニタリング（農水省、林野庁、地方公共団体）

- ・福島県等において、農地土壌の放射性物質の濃度の推移の把握や移行特性の解明を行う
- ・福島県内の試験地において、森林土壌、枝、葉、樹皮及び木材中の放射性物質の濃度を測定
- ・関係県の牧草等について放射性物質の濃度を測定
- ・福島県内において、ため池等の放射性物質の濃度を測定

水道のモニタリング（厚労省、原災本部、地方公共団体等）

- ・関係都県毎に、浄水場の浄水及び取水地域の原水に関して、また、福島県内については、水源別に水道水における放射性物質の濃度を測定

食品のモニタリング（厚労省、原災本部、農水省、水産庁、福島県、関係地方公共団体等）

- ・食品中に含まれる放射性物質の濃度を測定
- ・食品摂取を通じた実際の被ばく線量の推計調査を実施